

NPO法人 練馬すすしろ会

(旧練馬家族会)

特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会 (旧練馬精神障害者家族会)

2020年8・9月号

発行元：NPO法人練馬すすしろ会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3 吉村ビル 303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax.No.: 03-3994-3382 E-Mail: nfo@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。
家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- **家族交流会**・他の家族の方々とお話してみませんか。
 - ・日時：第4金曜日 13:30～16:30 ※2020年8月の交流会は21日(金)に変更になりました。
 - ・場所：区民・産業プラザ(ココネリ)3階 研修室5(練馬駅北口1分)です。・初めての方は事前にご連絡ください。
- **電話相談**：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は8ページをご覧ください。

- ・練馬すすしろ会のホームページに是非お越しください。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。
- ・会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

成年後見制度を検討してみませんか？

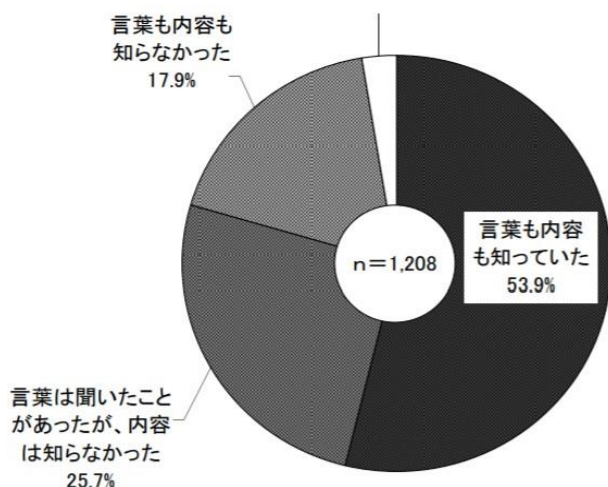
～障害者の生活や財産を守るために～

練馬区区民意識・意向調査からみえたこと、成年後見制度の基本的問題点と今後の方向

この制度についての特集記事が区報4月1日号に載りました。練馬区区民意識・意向調査から同制度が利用されない事情が伺われます。要約以下の通り。

1. まだまだ制度の内容が知られていません

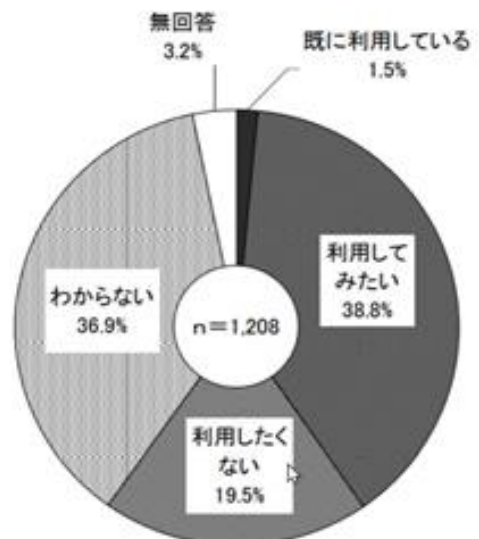
成年後見制度の認知度



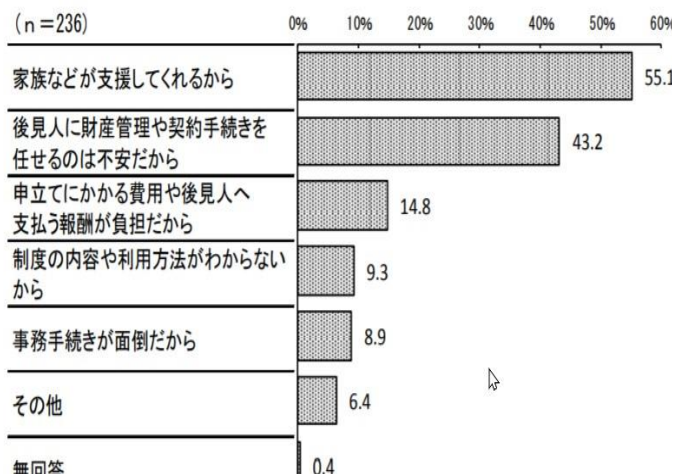
*2018年度(平成30年度)区民意識・意向調査より

2. あなたや家族が認知症・精神障害等により判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。

成年後見制度の利用意向



3. 成年後見制度を利用したくない理由（複数回答）

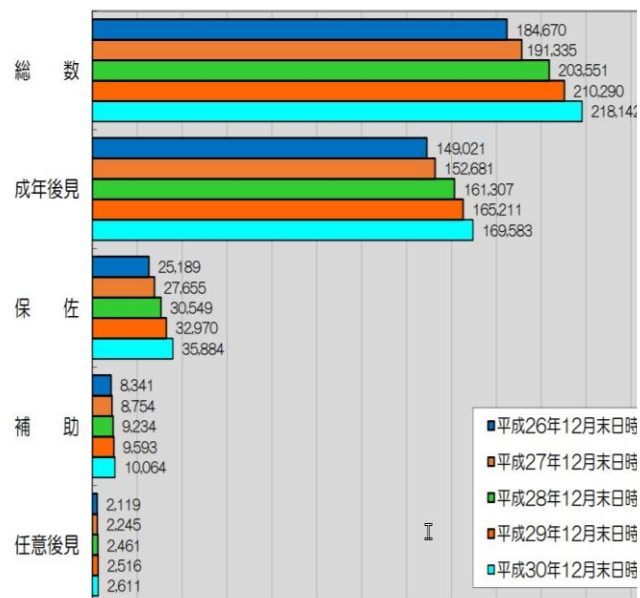


1 位：「家族などが支援してくれるから」（55.1%）

2 位：「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安だから」（43.2%）

3 位：「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから」（14.8%）

4. 日本全体の利用状況：合計 218,142 件



平成30年1月～12月—最高裁判所事務総局家庭局資料より

・上記4でみるように、成年後見制度の利用者は平成30年末で21万8142人で利用度は低い。成年後見制度の普及率は20%以下である。同制度の発足は、2000年（平成12年）の介護保険制度発足に合わせて導入されているので、認知症高齢者数500万人以上を勘案して、全人口の1%相当の120万人に対して18%です。

・成年後見制度利用促進法の制定：

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。都道府県・区市町村別に利用促進のための中核機関・推進機関の設立が求められ、練馬区でも「練馬区社会福祉協議会＝権利擁護センター」が中核機関の役割を担うことになりました。

5. 成年後見制度が必要になった時に相談できる機関は？（複数回答）

「知らない」人が32.4%いました。そして、上記2に示すように、「利用してみたい」人が40%近くいます。誰に相談するか？

1 位：42.5% 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家

2 位：20.0% 地域包括支援センター

3 位：16.5% 総合福祉事務所

4 位：16.3% 社会福祉協議会

5 位：11.8% 保健相談所

6 位：7.8% 障害者地域生活支援センター

6. 後見人は何をしてくれるか？

「成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」と法律上規定されており（民法858条）、通常は、「財産管理事務」と「身上監護事務」に分けられます。具体的には、次の通り。

- ・銀行や信用金庫など金融機関との取引（預貯金の管理）
- ・日常生活の管理、送金
- ・年金、株式配当金、家賃などの定期的な収入の受け取り
- ・税金（住民税や所得税）や保険料（後期高齢者医療保険、介護保険料）などの費用の支払い
- ・不動産の管理や処分（※居住用不動産については、家庭裁判所の許可無しに売ることはできません）
- ・不動産の権利証、証券などの重要物の保管など

しかし、後見人にできないこともあります。例示。

- ・老人ホームなどの介護施設に入所する際の身元保証人
- ・医療同意（手術や医療行為）
- ・本人が亡くなった後のご遺体の引き取りや火葬、葬儀の手配
- ・本人の介護、炊事、洗濯、買い物など

7. 任意後見制度

今は元気なので何でも自分で決められるが、将来認知症になったときのことが心配。信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士等の専門家）と任意後見契約を締結。

8. 法人後見も、限定的ながら練馬区でも社会福祉協議会が担うことになりました。次の何れかに該当するケース。

- ① 後見人を受任できる親族がいない（＝区長申し立て）
- ② 高額な財産を所有していない
- ③ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者で判断能力が更に低下した場合

・成年後見制度の基本的問題点と今後の方向

以下は、国際レベルから見たあるべき制度の構築のために考察した論点である。

日本の制度は国際的に権利条約との関係では違法な状態にあり、今後の利用促進のための方向性としては以下の4点を考慮すべきである。

- (1) 本人のその人らしい生活を大事に、本人意思能力補完という観点から本人を支援するべきである。現在の日本の制度は障害者権利条約適合性の検証をし、制度の見直し（法改正、代替制度検証等）が必要である。

ご参考：国連の勧告と権利条約—障害者の権利に関する条約（「権利条約」）が2006（平成18）年12月の第61回国連総会で採択された。

これを受け、条約を批准するため、障害者基本法の改正をはじめ、関係する法制度（障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、障害者雇用促進法、公職選挙法など）が制定されまたは改正され、この流れの中で、「障害者差別解消法」が、2013（平成25）年6月に成立し、2016（平成28）年4月に施行されている。

しかし、日本政府のこれまでの対応は十分ではなく、日本の障害者団体13団体＝日本障害フォーラム（JDF）が作成した「日本障害フォーラムの平行レポート」（2019年5月）が2年間の作業を終えて公表された。

特に次の点を重大な条約違反として指摘している。現法制下での最大の問題点として、代替意思決定の仕組みで、本人の法的行為能力行為を阻害する危険がある点である。特に、**後見類型**ではその弊害が大きい。

当面は、運用を後見類型や保佐類型の利用を極力減らし、**補助類型**中心で行い、本人の意思と選好を踏まえて本人を交えて複数の関係者で意思決定支援を行う制度への転換を図っていくべきである。

- (2) 裁判所の財産管理中心の考え方を改め、身上監護を財産管理と同等の扱いとするべきである。成年後見などによる代行決定は極小化すべきである。

- (3) 一度後見等を開始したら一生続くということではなく、後見等の中断及び後見制度の一時的限定的利用を可能とすべきである。

更に、成年後見は「可能な限り最も短い期間に適用すること」が要求される。

後見人の交代を柔軟に行うための環境を整備すべきであるが、「本人を支える家族等」といえども、潜在的には本人と利害が対立するケースが少なからずあることを注意喚起した上で、信頼関係の形成ができないときであっても、飽くまで本人の意思決定の支援、身上の保護の重視の観点から、適任の後見人を確保すべきであることを基本計画において示すべきである。

- (4) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の切り分けを、具体的にどのように考えているのか明らかにすべきである。（松沢）

注：参考文献

- ① 「日本障害フォーラムの平行レポート」（日本語版 事前質問事項用）日本障害フォーラム（JDF）作成（118頁：2019年5月提出）
- ② 池原毅和著「精神障害法」三省堂 2011年7月

《2019年度第15回NPO法人練馬すずしろ会 通常総会が開催されました》

日時：2020年6月26日（金）14：00～15：00

場所：練馬区民・産業プラザ3階 研修室 5

新型コロナウイルス感染拡大のため、今年3月以降は家族会の活動も中止や縮小を余儀なくされています。今年の総会は一ヶ月遅れで開催されました。

松沢理事長が挨拶の後、仮議長となり第15回通常総会の開会を宣し、本総会の議長選任を議場に諮り、満場一致で佐藤英明氏が選任された。佐藤氏は議長を了承するとともに本日の議事録署名人として篠政子氏、土屋洋子を推薦して満場一致で了承された。

議長からは正会員数45名、出席者11名、委任者ほか25名、定款による出席者は36名と過半数以上となるので本総会は有効に成立するとの発言があった。

議事に入り、「平成31年度事業報告」は松沢理事長、「平成31年度決算報告」は内藤理事が報告の後、山田監事から監査報告を行い、その後諾否を聞いたところ、全員異議なく承認された。「令和2年度事業計画」、「令和2年度予算」は規定により総会宛報告とした。「監事の選任」は全員異議なく決定、「理事の再任」は規定により総会報告とした。

これにより総会は終了した。

本年は、私共家族会の名称を変更してのスタートとなります。「障害」「家族会」という言葉をなくし、新時代対応の「保健福祉会」に改めました。今後、この新しい名前で私共の会を育てていきたいと、皆さまのお力をいただきたいと考えます。現在の練馬区の精神障害福祉の世界で起きている現実を直視したいと考えます。

昨年練馬区で起きた事件で大きな関心を引いたのは、元農水事務次官長男殺害事件（2019年6月1日発生）です。事件の全貌は未だ隠されていますが、事件の遠因を探ると公的・私的な資源につながりが無く、すべて自己完結で済まそうとした結果がこの事態を招いたと考えます。

本年度は、この事件を踏まえ次の3点を重点課題として取り組んでいきたいと考えています。

1. 先進的で、機動的なアウトリーチ事業の更なる推進——練馬区アウトリーチ支援事業が、昨年度の都議会で採り上げられました。
2. 訪問系では、きめ細かい訪問看護の推進
3. 在宅系ではグループホームの充実

当会では家族・障害者支援事業として交流会の他に勉強会や福祉施設見学等を行っています。本年度の勉強会は5回、見学会は1回でした。

1. 4月26日(金)「障害者のための成年後見制度」
2. 6月28日(金)「統合失調症と音楽療法」
3. 9月27日(金)「雲の上はいつも青空～家族に3人の障害者を抱えて～」
4. 11月22日(金)「相続にまつわる基本的な話」
5. 2020年2月28日(金)「訪問介護について」
6. 3月11日「夜明け前」上映会と講演会はコロナ禍のため中止
7. 6月05日(水) シェアハウス「エルシェアート」見学(羽村)

また、食事会(年2回)や音楽会も好評でした。

きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センターきらら所長
菊池 貴代子氏

～「新しい生活様式」ときらら～

練馬すずしろ会のみなさま、こんにちは。

日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

きららでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言解除後の東京都・練馬区の方針の変化に合わせ、継続していました電話相談・相談事業から、オープンスペース、プログラム等を順次再開しています。

この間、「新しい生活様式」のもと、オンライン会議やテレワーク等が推奨され、社会等ではウェブ会議やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した様々な取り組みがされています。きららでは、このような流れと逆行し、再開したオープンスペースに「きららメッセージボード」を置きました。携帯電話がない時代に、駅で待ち合わせをして会えなかったり、ちょっとした伝言を最寄り駅に残したりしていた「駅の伝言板」のイメージです。

人の密ができないように定員制になっているオープンスペースで、会えない仲間同士が「元気かな?」「どうしているかな?」と気持ちを伝えあい、メッセージボードを見ながら、ちょっとほっこりする時間につながっています。人と顔を合わせにくくなっている「いま」だからこそ、新しい方法にチャレンジするチャンスでもあります。立ち止まって原点回帰してみても大切だと感じています。

医療法人社団一陽会

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

TEL:03-3997-3070

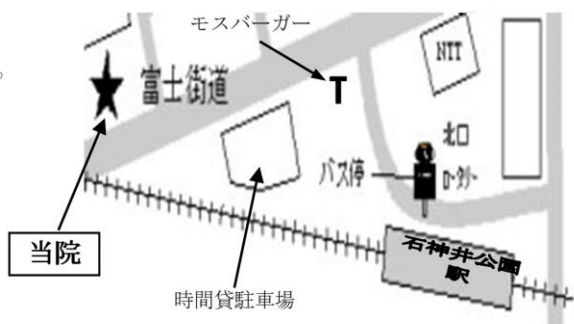
日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい

こころのクリニック石神井



《精神障害者の生活実態は？》

平成 30 年度東京都福祉保健局調査報告書より

東京都福祉保健局は身体、知的、精神及び難病患者の生活実態調査を令和元年 10 月に発表した。このうち、精神障害者に関する部分を抜粋して報告する。

【1】 基本的属性

(1) 現在の生活の場

- ・「在宅で生活（グループホームを含む）」 97.8%
- ・「施設等(病院を含む)」は全体では 2%とだが、1 級障害者のみでみると 11.1%となっている

・住居の種類

- ・「借家・賃貸住宅」 57.6%
- ・「持家」 39.5%

(3) 現在一緒に住んでいる人（複数回答）

- ・「親」 34.8%
- ・「一人で暮らしている」 34.0%
- ・「配偶者」 23.8%

○年利別にみると、

- ・「親と同居」が 29 歳以下では 82.1%となっている
- ・一方 65 歳以上では 48.6%が「一人で暮らしている」

(4) 主な介護者

- ・「介護者はいない」 54.1%
- ・介護者の中では「母親」が 16.4%となっているが、年齢別にみると、29 歳以下では「母親」が 43.6%である
- ・介護者が「配偶者」の割合は、60 代では 27.7%、70 歳以上で 33.3%となっている
- ・主な介護者の年齢は、65 歳以上が約 50%となっている

【2】 障害の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳

1 級は 3.6%、2 級が 46.9%、3 級は 47.9%

○年齢別にみると、

- ・60 代では 2 級が 62.7%、
- ・30 代以下は 3 級が約 60%である

○診断名別にみると、

- ・2 級の割合は統合失調症が 77.2%で最も高くなっている

(2) 初診時の年齢

- ・20 代が 33.9%
- ・30 代が 22.0%となっている
- ・統合失調症の場合は 30 代以下が 88%と若い人の比率が高い

(3) 精神障害の診断名（複数回答）

- ・両極性障害・うつ病が 43.5%
- ・統合失調症 37.9%
- ・発達障害が 17.0%であった

○25 年度調査との比較では発達障害が 10.3 ポイント増、統合失調症が 6.0 ポイント減少

(4) 精神障害福祉手帳以外の手帳の所持者 3.8%が所持しており、身体障害者手帳所持者が 69.6% 愛の手帳所持者が 30.4%であった

【3】 健康・医療

(1) 通院の有無

- ・通院中が 92.6%、
- ・入院中が 1.6%

(2) 入院経験の有無

- ・入院経験有が 53.5%、
- ・無しが 42.7%
- ・3 級は 59.0%が入院経験無し
- ・発達障害の 68.2%が入院経験が無かった

(3) 入院回数

- ・1 回が 35.6%、
- ・2～5 回が 47.3%

【4】 日常生活の状況

過去 1 年間で困ったこと（複数回答）：

- ・困ったことがある 59.9%
- ・困ったことがない 38.9%
- ・困ったことがある人の 29.7%が夜間や休日にも具合が悪くなり困ったと答えた
- ・29 歳以下の 45%で病気や障害を理由とした問題で困ったと答えた

【5】 就労の状況

(1) 収入を伴う仕事の有無

- ・仕事をしている 31.5%
- ・仕事をしていない 31.5%
- ・福祉的就労(就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援) 11.8%

○5 年前の調査より、・仕事をしている人 9.2 ポイント増、

・仕事をしていない人 12.4 ポイント減少していた

(2) 統合失調症の人の収入を伴う仕事の有無

- ・仕事をしている 18%
- ・仕事をしていない 63.5%
- ・福祉的就労 18.5%

(3) 仕事の種類（複数回答）

- ・非正規職員が 66.9%
- ・正規の職員 21.0%（2 級は 10.3%に対し 3 級は 25%） 2 級は正規職員の比率が低い

(4) 1 週間の就労日数（統合失調症の人）

- ・5 日以上が 47.1%
- ・3 日が 20.6%である

(5) 1 週間の労働時間（統合失調症の人）

- ・10 時間未満が 32.4%

- ・ 10～20 時間未満 26.5%
- (6) 就職するために支援を受けた所
(複数回答) ・ ハローワーク 30.9%
・ 就労移行支援事業所等 19.1%
・ 知人 11.8%
・ 支援を受けなかった 25.5%
- (7) 仕事をしていく上で困る事
(3 つ迄の複数回答)
・ 困ることがあるは 71.2%
・ 困ることは特にはない 23.7 だった
○ 困る事の主なものは、
・ 人間関係 26.6%
・ 相手に対して言いたいことが伝わらない 20.1%
・ 勤務時間・日数と通院・健康管理との両立 13.7%
・ 急な体調の変化への配慮がない 10.8%
・ 困ることは特にはない 23.7%
- (8) 仕事で困った時の相談先 (複数回答)
・ 会社の上司及び家族 42.4%
・ 同僚 23%
・ 就労支援センター等の職員 22.3%
- (9) 現在、仕事をしていない理由 (複数回答)
・ 健康・体力上の理由 70%
・ 人間関係が難しいため 25.6%
・ 自分に適した仕事がない 23.2%
・ 受け入れてくれる職場がない 23%
- (10) 働くにあたって心配な事
・ 自分の健康 49.7%
・ 職場での人間関係 20.8%

【6】経済基盤

- (1) 収入の種類 (統合失調症の人)
・ 年金 59.8% ・ 生活保護 28%
・ 賃金 19.6% ・ 工賃 11.6%
- (2) 年金受給の有無 :
・ 受給した 47.3%
・ 受給していない 43.9% ・ 収入無し 7.8%

- (3) 生活保護受給の有無
・ 受給した 25.1%
・ 受給していない 66.1% ・ 収入無し 7.8%
- (4) 年間収入額 (生活保護費を除く)
(統合失調症の人) ・ 収入無し 14.3%
・ 50 万未満 18% ・ 100 万未満 36%
・ 150 万未満 12.7% ・ 150 万以上 11%

【7】社会参加等

- (1) 平日の日中主に過ごした所 (統合失調症の人)
・ 自宅 59.8%
・ 福祉的就労施設 13.8%
・ 福祉的就労施設以外の職場 9%
- (2) 現在利用している施設に満足しているか
・ 満足している 61.3%
・ 不満である 13.3%
- (3) 趣味や社会活動への参加 (複数回答)
・ 趣味の活動 26.5%
・ 鑑賞・見物 22.8%
・ 活動したいができない 23.3%
・ 活動したいと思わない 17.5%
- (4) 社会参加するうえで妨げになっている事
(3 つ迄の複数回答) (統合失調症の人)
・ 経済的な理由 32.3%
・ 周囲の障害者に対する理解不足 20.6%
・ 行く仲間がいない 20.1%
・ 情報がない 19% ・ 特にはない 27%
- (5) 障碍のためにあきらめたこと (複数回答)
・ 就職 41.8% ・ 旅行 41.3%
・ 人付き合い 35.4% ・ 結婚 28.6%
・ 異性との付き合い 21.7% ・ 特にはない 22.2%

【8】情報の入手やコミュニケーションの手段

- (1) 情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえで困ることは (2 つ迄の複数回答)
・ 困ることがある 57.3%
・ 特に困らない 38.5%

～心の扉を開く医療がここにはあります～

**都市型病院を
目指す**



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111 (代表) Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前 9 : 00～11 : 30 午後 1 : 00～3 : 00

診療日 月曜日～土曜日 (水曜日・土曜日は午前のみ)

休診 水曜日・土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時 2～3 名担当しております

○困ることがある人の内訳

- ・初めていく所ではどのように行けば良いか迷う 55.2%
- ・人間関係がうまくいかない49.7%
- ・公共施設の案内が分かりにくい18%

(2) 要求や意思を相手に伝えることができるか

- ・問題なくできる 43.7%
- ・いくらか困難 34.3%
- ・具体的な要求に限られる9%
- ・伝えられない 8%

【9】障害者総合支援法の障害福祉サービス等

(1) 利用した障害者福祉サービス

- ・サービスを利用している 30.1%
- ・利用していない63.9%

○利用したサービス

- ・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援 64%
- ・相談支援事業 26.7%
- ・居宅介護等 26%

(2) 居宅介護等のサービスの種類（複数回答）

- ・家事援助 89.7%
- ・身体介護 10.3%
- ・通院 等介助 10.3%

(3) 障害福祉サービスの費用負担

- ・費用負担がない 44.7%
- ・費用負担がある 12.7%

(4) 日常生活支援事業の利用意向（統合失調症の人）

- ・わからない 31.2%
- ・制度を知らない21.2%
- ・利用したいと思わない 17.5%
- ・現在利用している 15.9%
- ・利用した11.6%

(5) 成年後見制度の利用意向（統合失調症の人）

- ・わからない 36.5%
- ・利用したいと思わない 31.7%

- ・制度を知らない 21.7%
- ・今後利用したい 5.8%

(6) 介護保険制度の利用 65 歳以上

- ・利用していない 61.3%
- ・利用している 34.7%

(7) 介護保険法におけるサービスの費用負担

- ・24.2% 0円
- ・4,970 円まで 12.1%

- ・10,400 円まで 15.2%
- ・16,580 円まで 9%

(8) 介護保険で受けている在宅サービス

- ・訪問介護 42.4%
- ・デイサービス 30.3%
- ・デイケア 21.2%
- ・訪問看護 15.2%

(9) 介護保険で受けているホームヘルプサービスの内容

- ・生活援助のみ 71.4%
- ・身体介護と生活援助 14.3%
- ・身体介護のみ 7.1%

【10】その他の福祉サービス等

(1) 精神障害者保健福祉手帳を取得して良かったこと

- ・都営交通乗車証が取得できたこと 20.6%
- ・都立施設の利用料が無料になったこと 13.2%

(2) 将来暮らしたいところ

- ・家族が住んでいる家 42.1%
- ・家族から独立して生活 25.1%

(3) 今後利用したい福祉サービス等

- （統合失調症の人）
- ・相談サービス 24.9%
- ・ホームヘルプサービス 21.7%
- ・就労支援サービス 16.4%
- ・情報提供の充実 15.3%
- ・訪問看護 14.8%
- ・特にない 28%

【11】災害関係

(1) 災害時に不安を感じる事（複数回答）

- ・避難所に必要な設備・医薬品があるか 50.7%
- ・適切に避難行動ができるか 41.7%
- ・避難所で必要な相談・看護ができるか 36.1%
- ・情報を的確に入手できるか 31.5%
- ・必要とする支援を受けることができるか 31.5%
- ・必要な支援内容を周囲に伝えることができるか 29.5%

(2) 災害に備えて、障碍特性に応じた特別な対策をとっているか：

- ・医薬品や病歴の記録 39.3%
- ・家族・知人等の連絡先の把握 30.1%
- ・避難場所を知っている 27.1%
- ・必要な医薬品を用意 18.4%
- ・特に対策を取っていない 38.9%であった。

（文責 HK 生）

寄り添う 心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します



（交通のご案内）

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行」にて

♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

慈雲堂前下車徒歩3分

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行」にて関町北一丁目下車徒歩10分

院長 田 邊 英 一

東京都練馬区関町南4-14-53

〒177-0053 Tel. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

（診療科）

精神科 内科

（併設など）訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア グループホームまいとりい

NPO 法人練馬すずしろ会 入会のお誘い

- ・隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
- ・賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
＜振込先＞
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会

NPO 法人練馬すずしろ会 8・9 月スケジュール

■8 月 08 日（土）14：00～17：00

2020 年度第 5 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬すずしろ会事務所

■8 月 21 日（金）13：30～17：00

2020 年度第 5 回練馬すずしろ会 交流会&勉強会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■9 月 12 日（金）14:30～17:00

2020 年度第 6 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬すずしろ会事務所

■9 月 27 日（日）13：30～16：00～17：00

2020 年度第 6 回練馬すずしろ会 交流会&勉強会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

区内各保健相談所「家族の集い」8・9 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

8 月 休み 9 月 11 日（金）13:30～15:30

北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

8 月 休み 9 月 14 日（月）14:00～16:00

大泉保健相談所・大泉学園町 5-8-8 電話 3-3921-0217

8 月 休み 9 月 15 日（火）10:00～12:00

光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

8 月 休み 9 月 23 日（水）14:00～16:00

豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 03-3992-1188

8 月 休み 9 月 28 日（月）14:00～16:00

石神井保健相談所・石神井町 7-3-28

電話 03-3996-0634

8 月 24 日（月）9 月 28 日（月）14:00～16:00

精神障がい者相談員が電話で相談を伺います。携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

・練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30

・携帯電話への相談： 松 沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00

響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上

工藤 邦子 070-3991-4924 同上 吉井 美恵 070-4076-9647 同上

NPO 法人練馬すずしろ会の交流会は、
今年の 9 月から第 4 日曜日に行われます。

平日ではご都合のつかない方々も
是非ご参加ください。

2020 年 9 月 27 日（日）ココネリ 3 階研修室 5

2020 年 10 月 25 日（日）ココネリ 3 階研修室 3

2020 年 11 月 22 日（日）ココネリ 3 階研修室 3

2020 年 12 月は望年会なので日時は未定です。

【ご注意ください】

8 月の交流会は
第 3 金曜日・21 日
に変更になります。

事務所は 8 月 9 日（日）
～8 月 20 日（木）まで
お休みします。



予約制

大泉学園駅北口徒歩 3 分

精神科・心療内科

医療法人社団 地精会 金杉クリニック

練馬区東大泉 1-37-13 和田第 2 ビル 2 階

電話 03-5905-5511

<http://www.kanasugi-clinic.com/>

練馬すずしろ会 会報 2020 年 8・9 月号
2003 年 11 月創刊 通巻第 195・196 号

発行日：2020 年 7 月 15 日

発行所：特定非営利活動法人

練馬精神保健福祉会 事務局

〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目

6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬精神保健福祉会

編集：NPO 法人練馬精神保健福祉会

編集委員会